

志木市条例第 27 号

志木市部設置条例の一部を改正する条例

志木市部設置条例（昭和 49 年志木市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 条第 1 項中
- | | | |
|--|-----------------------|------|
| | | 「(6) |
| | | (7) |
| | 「(6) 統計調査に関すること。 | (8) |
| | (7) 人事に関すること。 | (9) |
| | (8) 広聴及び広報に関すること。 | (10) |
| | (9) 電子市役所に関すること。 | (11) |
| | (10) その他他の主管に属しないこと。」 | (12) |
| | | (13) |

統計調査に関すること。

議会に関すること。

行政組織に関すること。

法規に関すること。

人事に関すること。

に改め、同条第 2 項中第 2 号を削り、

広聴及び広報に関すること。

電子市役所に関すること。

その他他の主管に属しないこと。」

第 3 号を第 2 号とし、第 4 号及び第 5 号を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。